

省令改正等の
検討中の内容を含む

障害者福祉システム等標準化検討会
合同ワーキングチーム（第4回）
令和6年2月27日 【資料1】

障害者福祉システム等標準化検討会 第4回合同WT

全国意見照会後の標準仕様書3.0版案 の変更概要等

令和6年2月27日
事務局提出資料

1. 全国意見照会①(回答団体数と意見数)

○ 全国意見照会(令和6年1月29日(月)～2月9日(金))のご意見は、**22団体**より**109件**寄せられた。

※ 意見なしの回答207団体は含めておりません。

○ 制度改正や新たな政策に伴う標準仕様書の改定内容に対する回答も多く寄せられた。

自治体 分類	「特別児童扶養手当 証書の廃止に伴う対 応」 に関するご意見		「公費負担医療のオ ンライン資格確認の 対応」 に関するご意見		「その他の見直し」 に関するご意見		回答団体合計 (実数)		意見合計	
	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数	率	意見数	率
都道府県 (47)	1	1	0	0	1	4	2	9.1%	5	4.6%
指定都市 (20)	1	1	4	8	6	62	6	27.3%	71	65.1%
中核市 (62)	0	0	1	3	1	1	1	4.5%	4	3.7%
特別区 (23)	2	3	0	0	0	0	2	9.1%	3	2.8%
市町村 (1,636)	7	7	3	6	4	13	11	50.0%	26	23.8%
合計 (1,788)	11	12	8	17	12	80	22	100%	109	100%

1. 全国意見照会②(意見集約結果)

- 109 件のご意見のうち、10 件に対して3.0版案へ反映しております。
- 継続検討としている事項はございません。

対応方針	「特別児童扶養手当証書の廃止に伴う対応」に関するご意見	「公費負担医療のオンライン資格確認の対応」に関するご意見	「その他の見直し」に関するご意見	合計	
				件数	率
3.0版案へ反映	3	3	4	10	9.2%
未対応 (規定済、代替可等)	9	14	76	99	90.8%
継続検討	0	0	0	0	0%
合計	12	17	80	109	100%

2. 第4回WTで検討する範囲について

○ 第4回WTで検討する範囲は以下のとおりとなります。

- ① 全国意見照会のご意見を踏まえて3.0版案に反映した内容
- ② 標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえて3.0版案に反映した内容

No	検討の論点	見直しの契機	関連箇所
1	令和6年4月施行の障害者総合支援法等の一部改正の対応	制度改正	全国意見照会後の修正なし
2	特別児童扶養手当証書の廃止に伴う対応(省令改正対応) ※省令改正案検討中	制度改正	4～5頁
3	公費負担医療のオンライン資格確認の対応	制度改正以外	6～8頁
4	指定都市要件の「再検討」等について、必要な要件を追加	制度改正以外	全国意見照会後の修正なし
5	指定都市要件の指定都市以外の市区町村へ拡大 ・指定都市要件の「成案」で、2.1版に反映済の機能(39件)について必要な機能 ・検討の論点4で追加となった機能について必要な機能	制度改正以外	全国意見照会後の修正なし
6	標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し	制度改正以外	9～21頁

3. 特別児童扶養手当証書の廃止に伴う対応(1/2)

検討中の内容を含む

No	ご意見・ご質問の内容	3.0版案の修正内容
1	<p>【意見集約一覧01 No.1】 特別児童扶養手当証書が廃止となることで受給者の方が書面で確認できない情報が増えるのではないかと。例えば、認定通知書や受給証明書では使用している口座の情報はわからないのではないかと。確認のたびに自治体に出向いたり、連絡するのは負担になるのではないかと。</p> <p>【意見集約一覧01 No.7】 証書廃止の伴い、証書の表面・裏面に記載されていた事項(振込先口座、再認定日、支払日など)についてはどのように受給者にお知らせするのか。認定通知書の備考欄や裏面に記載されるという認識でよろしいかと。</p>	<p>特別児童扶養手当証書の廃止につきましては、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するために対応するものです。ご意見にあります口座情報につきましては、認定請求書等の写しをお渡しする運用等も考えられるところですが、ご意見を踏まえて、認定通知書に口座情報欄を追加することを検討しています。</p> <p>なお、ご意見にあります再認定日や支払日につきましては、証書の記載事項となっておりますが、必要とされる場合はお見込みのとおり、認定通知書の備考欄や自由記載欄を利用させていただくことは可能となっております。</p> <p>○変更箇所 帳票詳細要件_12.特別児童扶養手当 13 帳票レイアウト 13_特別児童扶養手当認定通知書</p>

2.1版

特別児童扶養手当認定通知書

都道府県知事・指定都市市長 印

申請日 付で請求のありました特別児童扶養手当については、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

受給者氏名	受給者住所			
支給対象障害児の氏名	1級	1級	1級	1級
	2級	2級	2級	2級
	1級	1級	1級	1級
	2級	2級	2級	2級
支給対象障害児数	(1級) 人	支給手当額	円	
	(2級) 人			
支給開始年 月	年 月分	証書記号	第 号	
備考	固定文言1+編集1			

3.0版案

特別児童扶養手当認定通知書

都道府県知事・指定都市市長 印

申請日 付で請求のありました特別児童扶養手当については、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

受給者氏名	受給者住所			
支給対象障害児の氏名	1級	1級	1級	1級
	2級	2級	2級	2級
	1級	1級	1級	1級
	2級	2級	2級	2級
支給対象障害児数	(1級) 人	支給手当額	円	
	(2級) 人			
支給開始年 月	年 月分	記号・番号	第 号	
支払金融機関	支払方法	支払金融機関名	口座番号	
備考	固定文言1+編集1			

支払金融機関欄を追加

帳票詳細要件の印字項目を追加

3. 特別児童扶養手当証書の廃止に伴う対応(2/2)

No	ご意見・ご質問の内容	3.0版案の修正内容
2	<p>【意見集約一覧01 No.12】</p> <p>「受給証明申請書」のレイアウトからは、現在受給者でない人も「特別児童扶養手当を受給していたこと」の証明を申請できると見受けられました。しかし、「受給証明書」のレイアウトでは現在の受給者に限定した記載となっています。現在の受給者でない人も申請できるかについて、「受給証明書」「受給証明申請書」両方のフォーマットで統一した記載をしていただければ、住民の方や市町村担当者が混乱せずに済むかと思えます。</p>	<p>「受給証明書」につきましては、制度上は現在の受給者について、受給者であることを証明することを想定しておりますので、「受給証明申請書」の「特別児童扶養手当を受給している(受給していた)ことを証する証明書の発行を申請します」を、「特別児童扶養手当の受給者であることを証する証明書の発行を申請します」に変更し、自治体の判断で文言の修正も行えるように修正いたしました。</p> <p>また、「受給証明書」の裏面の注意3の記載を追加しております。</p> <p>○変更箇所 帳票詳細要件_12.特別児童扶養手当 35 帳票レイアウト 35_特別児童扶養手当受給証明書 36_特別児童扶養手当受給証明申請書</p>

3.0版案

特別児童扶養手当受給証明申請書			
(フリガナ) 受給者氏名	-----	記号・番号	第 号
受給者住所	〒		
理由			
上記の理由により、特別児童扶養手当の受給者であることを証する証明書の発行を申請します。 固定文言1			

- 文言を修正
- 「固定文言1」を追加

帳票詳細要件の
印字項目を追加

特別児童扶養手当受給証明書	
(裏面)	
注意	
1	特別児童扶養手当を郵便局への送金により受ける場合は、特別児童扶養手当送金通知書及び本証明書とともに、印鑑証明書、身分証明書、預貯金通帳等の正当な受取人又はその代理人であることを証する書面を支払郵便局へ持参することにより受けることになっています。
2	特別児童扶養手当の所得が一定額を超え、課税対象となる場合、本証明書は、受給者であること、申請期間認定期間があることを証する書類として使用することはできません。 裏面の注意3を追加 「3 上記期間内であっても、その他の事由により受給者でなくなった場合は、本証明書を使用することはできません。」
3	上記期間内であっても、その他の事由により受給者でなくなった場合は、本証明書を使用することはできません。

4. 公費負担医療のオンライン資格確認の対応(1/3)

No	ご意見・ご質問の内容	3.0版案の修正内容
1	<p>【検討課題一覧 No.65、84】 ① 検討論点のNo2について、全件ではなく、差分も可能としていただきたい。毎回全件となると、資料に記載のとおり、データ量も多くなり、回線利用料、他処理への影響や処理時間の問題が危惧されるためである。差分による運用について、ぜひご検討をお願いいたします。</p> <p>【意見集約一覧02 No.4】 【機能・帳票要件 8.自立支援医療(更生医療)機能ID0221278】※育成医療及び精神通院も同様差分連携を可としていただきたい(1/19ベンダー説明会資料では差分連携を推奨しているため)</p> <p>【意見集約一覧02 No.8】 機能ID【00221278】、【00221287】及び【00221295】の自立支援医療3事業のPMHへの受給資格情報提供について、全件連携のみと記載がありますが、指定都市においては対象者が多く、送信時間の長期化やネットワークやシステム負荷が膨大になると予想されます。資料(02_障害_標準仕様書【第3.0版】案に関する意見照会について)に、デジタル庁の回答として差分連携を検討しているため今回の3.0版案については変更なしと記載がありますが、今後の改定で差分連携が可能としていただけるよう改めて意見を上げさせていただきます。</p> <p>【意見集約一覧02 No.15】 ■機能ID 0221295,0221278,0221287 (資料No2 公費負担医療のオンライン資格確認の対応) 【要望】 「※3 全件(差分は不可)とすること」とされていますが、「差分を基本」としていただきたい。 【理由】 仕様策定の時点で、差分連携の実現はデジタル庁で検討中、となっていたため仕方なくと推察されますが、「1/19自治体システムベンダー説明会資料」ではR6年度の公募要件について、「差分連携(推奨 R6 開発予定)」とされています。 指定都市(特に精神通院医療)では資格情報の連携サイズが大きくなることから、最新のデジタル庁状況を踏まえて、現時点においても可能であれば、データ連携方式の修正をお願いしたいと考えます。</p>	<p>令和8年度以降の全国展開に向けた標準仕様としては、差分連携の実現は令和6年度に検討するとデジタル庁より回答されておりますが、令和6年1月19日に開催されたベンダー説明会(デジタル庁HPに掲載)における内容を踏まえて、</p> <p>「※3 全件(差分は不可)とすること」を 「※3 全件又は差分とすること ※差分連携を推奨」に修正し、要件の考え方・理由欄に、 「・差分連携は令和6年度にデジタル庁が開発する予定であるが、API設計書が変更となる可能性がある点に留意すること。」を追加いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能ID:0221278、0221287、0221295</p>

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。					【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能				
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
8.自立支援医療(更生医療)	8.1.受給者台帳管理機能		新規追加	0221278	JSON形式のAPI連携により、PMHに受給資格情報を提供できること。 ※1 APIの仕様は、デジタル庁が規定する「【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E02_医療費助成対象者情報登録API(自治体)」に準拠すること ※2 日次(1日1回以上の頻度)で自動連携すること ※3 全件又は差分(差分は不可)とすること ※差分連携を推奨 ※4 返却された登録結果(コード、内容)を確認できること	◎	<ul style="list-style-type: none"> 各項目の設定は「PMH対象者情報登録時の自立支援医療設定内容」に従うこと。 差分連携は令和6年度にデジタル庁が開発する予定であるが、API設計書が変更となる可能性がある点に留意すること。 【第3.0版】自立支援医療のオンライン資格確認に対応するため、当該機能を追加している。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加 障害者福祉システムとPMHの連携については、総務省が規定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、各自治体の情報セキュリティポリシー、ネットワーク構成等を踏まえ各自治体が個別判断すること。	令和8年4月1日
					差分連携を追加				
					説明を追加				

※ 上記は更生医療ですが、育成医療、精神通院医療も同様に修正しています。

4. 公費負担医療のオンライン資格確認の対応(2/3)

No	ご意見・ご質問の内容	3.0版案の修正内容
2	<p>【検討課題一覧 No.85】 論点4「登録する履歴データに不明点はないか」 差分の場合は記載の見解に加え、資格保有者が喪失した旨のデータも必要になるのではと思われます。 喪失データを送信しない場合、一度資格を保有したら、永続的に保有したままとなってしまうことが懸念されます。</p>	<p>要件の考え方・理由欄に、「・差分連携は令和6年度にデジタル庁が開発する予定であるが、API設計書が変更となる可能性がある点に留意すること。」を追加いたしました。 合わせて、(別添1)PMH登録時の自立支援医療設定内容に対して、「・令和6年度にデジタル庁が差分連携に対応する予定であり、API設計書が変更となる場合は、当資料を見直します。」を追加いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能ID:0221278、0221287、0221295 (別添1)PMH登録時の自立支援医療設定内容</p>
3	<p>【検討課題一覧 No.90】 医療機関が新設された場合、厚生局により医療機関コードが採番されるまでにか月以上かかることから、自立支援医療(精神通院)の業務において、ダミーコードや仮番号で医療機関コードを管理できるようにしていただきたい。</p>	<p>令和3年1月20日に厚生労働省保険局医療介護連携政策課、医療課より地方厚生(支)局医療課長へ発出されております事務連絡「オンライン資格確認を導入するための手続について(協力依頼)」において、原則として診療開始月の前月の10日までは、「受付番号(保険医療機関等として指定された後に付与予定の医療機関等コード)」を厚生局から送付されることとなります。これを踏まえ、新規開設等により医療機関コードが不明の場合の対応について、新たに追加した「(別添1)PMH登録時の自立支援医療設定内容」の#13 指定医療機関情報 に追記いたしました。</p> <p>○変更箇所 (別添1)PMH登録時の自立支援医療設定内容 #13 指定医療機関情報</p>

障害者福祉システム標準仕様書【第3.0版】(案).docx

- (別紙1) 業務フロー
- (別紙2) 機能・帳票要件
- (別紙3) 帳票詳細要件
- (別紙4) 帳票レイアウト
- (別添1) PMH登録時の自立支援医療設定内容

追加

PMH登録時の自立支援医療設定内容.xlsx

PMH登録時の自立支援医療設定内容

- ・当資料は、[[PMH]0703_基本設計書_ファイル設計書_医療費助成対象者情報登録用ファイル_Ver0.10]を元に作成しています。
- ・当資料は、PMHのファイル設計書を元に作成していますが、JSON形式のAPI連携における各連携項目に対する設定内容として記載しています。
- ・送信時点又は将来有効な受給者証のデータ(有効期間が有効、かつ廃止されていないデータ)を設定する必要があります。
- ・令和6年度にデジタル庁が差分連携に対応する予定であり、API設計書が変更となる場合は、当資料を見直します。

#	項目名(ヘッダ)	必須	桁数	データ型	固定長/可変長	項目説明	備考	自立支援医療設定内容
13	指定医療機関情報			-string	可変	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者証の指定医療機関に該当する医療機関コードを記載する。 ・厚生労働省が発行している医療機関コード(10桁)を記載する。 ・個人の受給者証に紐づいた指定医療機関が存在する場合は、";"区切りで記載する。 ・個人の受給者証に紐づいた指定医療機関が存在せず、制度で指定された医療機関があるだけの場合は、空白とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者証に記載されている指定医療機関が「○○市全域」等の場合には、対象となる医療機関コードのうち共通部分をコード値、共通ではない部分を「* (半角アスタリスク)」で埋めたコードを設定する。(ex.「東京都千代田区全域」の場合は、13*01*****) 	<p>受給者証の券面の指定医療機関(病院・診療所、薬局、訪問看護事業者)の医療機関コード(基本データリストのデータ項目ID:02202798)を設定する。 ※医療機関番号ではない点に注意</p> <p>新規開設等により医療機関コードが不明の場合は、「オンライン資格確認を導入するための手続について(協力依頼)」(令和3年1月20日 厚生労働省保険局医療介護連携政策課、医療課)を参考に、「受付番号(保険医療機関等として指定された後に付与予定の医療機関等コード)」で対応する。</p>

4. 公費負担医療のオンライン資格確認の対応(3/3)

No	ご意見・ご質問の内容	3.0版案の修正内容
4	<p>【検討課題一覧 No.99】 PMHとの連携項目に、#8 不開示フラグがあるが、標準仕様書に管理項目がない。追加する必要はないのか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、対象者に紐づく管理となるため、3医療それぞれで管理するのではなく、障害者福祉共通に「不開示フラグ」を管理する機能を実装必須で追加いたしました。基本データリストでは、対象者情報グループに追加するようにデジタル庁に依頼する予定です。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件_01.障害者福祉共通 機能ID:0221356</p>

機能・帳票要件				※ 小項目には機能ID (旧) のIDを設定している。					【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能					要件の考え方・理由	備考 (改定内容等)	適合基準日
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム	◎	○	×			
1.障害者福祉共通	1.3.データ管理機能		新規追加	0221356	自立支援医療のオンライン資格確認でPMHに連携するために必要な項目である不開示フラグを管理し、自立支援医療の各台帳画面や一覧で確認できること 【管理項目】 不開示フラグ	◎	×	×	×	×				・「(別添1) PMH登録時の自立支援医療設定内容」#8 (不開示フラグ) に設定するために管理する項目である。 ・当項目は副本登録時に利用する自治体中間サーバー外部インターフェイス仕様書別添2コード定義書1.3.68 不開示フラグ(0:開示、1:不開示)に該当するが、PMHの仕様に合わせてfalse:開示 true:不開示で管理する。 【第3.0版】自立支援医療のオンライン資格確認に対応するため、当該機能を追加している。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	令和8年4月1日

「不開示フラグ」の管理項目を追加し、自立支援医療の各台帳画面や一覧で確認できることとしている

実装必須としているため、適合基準日は令和8年4月1日としている

5. 標準化PMOツール等のご意見・ご質問を踏まえた見直し(1/13)

No	ご意見・ご質問の内容	3.0版案の修正内容
1	<p>【検討課題一覧 No.94】</p> <p>以下の記載については、「標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方」が示されており、記載内容の見直しが必要ではありませんか。</p> <p>第1章 本仕様書について</p> <p>3. 本仕様書の内容</p> <p>(4)本仕様書の改定</p> <p>本仕様書に対する改定については、制度改正に伴うものや標準仕様書をより効果的な内容とするためのもの等を契機として改定することが想定される。改定に関する方針(時期や内容など)は関係機関と調整の上、今後検討する。</p>	<p>ご意見のとおり「標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方」が示されておりますので、以下のとおり対応いたしました。</p> <p>○変更箇所</p> <p>第1章 本仕様書について</p> <p>3. 本仕様書の内容</p> <p>(5)本仕様書の改定</p> <p>本仕様書については、制度改正等の政策上必要と判断されるものや標準仕様書をより効果的な内容とするためのもの等を契機として改定することがある。本仕様書の解釈等の記載や誤記の訂正については、標準仕様書の改定ではなく正誤表で対応することがある。本仕様書を改定する場合は、デジタル庁が示す「標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方」を踏まえる。</p>

(5) 本仕様書の改定

~~本仕様書に対する改定については、制度改正等の政策上必要と判断されるものに伴うものや標準仕様書をより効果的な内容とするためのもの等を契機として改定することがある。想定される。本仕様書の解釈等の記載や誤記の訂正については、標準仕様書の改定ではなく正誤表で対応することがある。本仕様書を改定する場合は、デジタル庁が示す「標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方」を踏まえる。改定に関する方針(時期や内容など)は関係機関と調整の上、今後検討する。←~~

最新の内容に修正

5. 標準化PMOツール等のご意見・ご質問を踏まえた見直し(2/13)

No	ご意見・ご質問の内容	3.0版案の修正内容
2	<p>【検討課題一覧 No.95】 以下の記載については、地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書(第3.0版)【総論】の「2. 3 文字要件(P15)」を踏まえ、記載内容の見直しが必要ではありませんか。</p> <p>第3章 機能・帳票要件 2. 帳票詳細要件 ⑥ 帳票に印字する文字フォントは、帳票詳細要件又は帳票レイアウトに個別に定める場合を除き「IPAmj明朝」とする。</p>	<p>ご意見のとおり、地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書(第3.0版)【総論】の「2. 3 文字要件(P15)」の内容を踏まえ、介護保険システム標準仕様書の「第3章 2. 帳票詳細要件 ⑥」の内容を見直しました。</p> <p>○変更箇所 第3章 機能・帳票要件 2. 帳票詳細要件 ⑥ 帳票に印字する文字フォントは、データ要件・連携要件標準仕様書(総論)に準拠する。</p>

⑥ 帳票に印字する文字フォントは、データ要件・連携要件標準仕様書(総論)に準拠する。~~帳票詳細要件又は帳票レイアウトに個別に定める場合を除き「IPAmj明朝」とする。~~←

最新の内容に修正

5. 標準化PMOツール等のご意見・ご質問を踏まえた見直し(3/13)

No	ご意見・ご質問の内容	3.0版案の修正内容
3	<p>【検討課題一覧 No.91】 障害福祉基本データリストの「文言マスタ情報」の主キーについての質問。</p> <p>1. 「(別紙2)機能・帳票要件_01.障害者福祉共通.xlsx」機能ID「220217」の要件の考え方に記載の“固定文言等は、管理場所による設定がされている場合は、入力された管理場所により印字内容が制御される。”を満たすために管理場所ごとの文言管理が必要と考えますが、文言マスタ情報の主キー「市区町村コード、帳票コード、文言印字番号、文言出力順」では管理できないと思われまます。「管理場所」を主キーに追加いただくことは可能でしょうか。それとも文言マスタ情報とは別で管理する想定でしょうか。</p> <p>2. 文言有効開始日、文言有効終了日を管理項目として保持していますが、主キーに含まれていません。「文言有効開始日」を主キーに追加いただくことは可能でしょうか。それとも「市区町村コード、帳票コード、文言印字番号、文言出力順」が同一かつ有効期間が異なるデータの管理は想定すべきでないでしょうか。</p>	<p>ご意見の1について、デジタル庁へ基本データリストへ主キーとして「管理場所コード」と「文言履歴番号」を追加をしていただくよう依頼をしておりますが、それに伴い機能ID:0220208の「要件の考え方・理由」の記載の見直しを検討します。</p> <p>⇒R6.2.13(事務局)</p> <p>主キーの見直しに伴い、要件の考え方・理由欄の「市区町村番号、帳票コード、文言印字番号、文言出力順を主キー」を「市区町村コード、管理場所コード、帳票コード、文言印字番号、文言出力順、文言履歴番号を主キー」に修正いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件(01.障害者福祉共通) 機能ID:0220208 要件の考え方・理由欄</p>

機能・帳票要件				※ 小項目には機能ID (旧) のIDを設定している。				【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能				要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
1.障害者福祉共通	1.6.帳票出力機能	1.6.17.	訂正	0220208	通知書等の固定文言(敬示文全体を含む)を管理できること。 ※1 帳票単位の印字場所単位に設定できること ※2 印字有無、文言を設定できること ※3 文言は、次の管理ができること ・横断行(改行付き)を管理できること ・先頭文字に全角空白文字を設定できる等インデントに対応できること ・半角文字、英数、記号等、一般的な通知書における文言に対応できること ※文字の強調(ボールド、アンダーライン、文字サイズ等)は含まない	◎	◎	◎	×	◎	・固定文言の管理は、データ要件においては「文言マスタ情報グループ」のデータ項目が該当する。市区町村コード番号、管理場所コード、帳票コード、文言印字番号、文言出力順、文言履歴番号を主キーとし、1つの文言明細の文言桁数は全角・半角のそれぞれ800文字とする。 例えば、「不願申立て及び取消届出」文が550文字ある場合は、文言出力順:11300文字、2:250文字のように分割して管理すること。 なお、機能ID:0220211も同様の管理とする。従って自由記載欄でも117でも同様となる。	障害者福祉システム標準仕様書「表3-13 システム印字項目の編集方法」の「システム印字項目の種類」が「固定文言」又は「自由記載」に記載されている要件に該当する。		

「022_障害者福祉_基本データリスト【第2.2版】_20240214」と整合させてます

説明事項を正誤対応

5. 標準化PMOツール等のご意見・ご質問を踏まえた見直し(5/13)

No	ご意見・ご質問の内容	3.0版案の修正内容
5	<p>【検討課題一覧 No.98】 身体障害者手帳の標準仕様について、以下の機能要件の追加を要望します</p> <p>— 障害部位ごとの障害内容コードの組み合わせ等から1種・2種を自動判定できること。 理由:「身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について」では、「前記上欄に掲げる障害を二つ以上有し、その障害の総合の程度が前記下欄に準ずるものも第一種身体障害者とされること」とある。そのため、複数の2種で1種と扱う要件は各自治体が定めている。種別誤りはサービスへの影響が大きいため、本市現行システムでは障害部位ごとの障害内容コードの組み合わせ等によって、種別を自動判定する機能を実装している。ヒューマンエラーをなくすため実装が必要。</p>	<p>3.0版案で検討中の機能ID:0221325 において、「※1 複数障害部位であってもひとつの障害部位が第1種の場合は、第1種に自動設定できること」としておりますが、当該規定のみでは自動設定できない場合が存在すること、しかしながらご意見の内容は自治体やベンダによって実装方法が異なると考えられることから、「障害種別コードは、ベンダの実装範囲で複数障害部位の場合も自動設定できること」の機能を追加いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件_02.身体障害者手帳 機能ID:0221352</p>

機能・帳票要件 ※小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。

【実装区分】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
2.身体障害者手帳	2.3.台帳管理機能	2.3.5.	修正	0220257	障害種別コードは、手入力他に、単一障害部位の場合は計算により自動設定できること。 ※1 複数障害部位であってもひとつの障害部位が第1種の場合は、第1種に自動設定できること	○	【第3.0版】標準化検討会における検討により、自動設定の方法にベンダの実装範囲の規定を追加したことから、当該機能IDを欠番とする。	【第3.0版】機能ID:0221325に修正	令和8年4月1日
2.身体障害者手帳	2.3.台帳管理機能	2.3.5.	修正	0221325	障害種別コードは、手入力他に、単一障害部位の場合は計算により自動設定できること。 ※1 複数障害部位であってもひとつの障害部位が第1種の場合は、第1種に自動設定できること ※2 計算過程等の自動設定の方法はベンダの実装範囲で可とする	○	【第3.0版】標準化検討会における検討により、自動設定の方法にベンダの実装範囲の規定を追加	【第3.0版】機能ID:0220257から修正	標準オプション機能であるため未規定
2.身体障害者手帳	2.3.台帳管理機能		新規追加	0221352	障害種別コードは、ベンダの実装範囲で複数障害部位の場合も自動設定できること。	○	【第3.0版】標準化検討会における検討により、障害種別コードの入力誤り抑止のために、現行システムで既に実装されている場合も考慮し追加	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	標準オプション機能であるため未規定

機能を追加

No	ご意見・ご質問の内容	3.0版案の修正内容
6	<p>【検討課題一覧 No.96】</p> <p>身体障害者手帳の交付及び再交付の申請の際に提出する申請書について、身体障害のある15歳未満の児童については、保護者が代わって申請することになっており、その場合には、申請書には児童の個人番号のみを記入し、保護者の個人番号は記入する必要はないとされている。</p> <p>しかしながら、申請者が本来不要である保護者の個人番号を申請書に記入し、職員がその個人番号を児童の個人番号と取り違えて業務システムに登録したことにより、身体障害者手帳情報と個人番号の紐付け誤りが生じる事例が複数報告されている。</p> <p>このような紐付け誤りの再発を防止するために当該申請書様式について、個人番号の記入欄に係る簡素化及び明瞭化を行う。そのほか、所与の改正についても併せて行う。</p>	<p>交付申請書及び再交付申請書について、申請者枠、15歳未満の児童枠を、本人枠、保護者枠とし、個人番号欄は本人枠のみとなるように変更し、合わせて備考の注意書きの位置、様式番号も変更いたしました。なお、検討中の内容となりますので、変更の可能性がある点をご留意ください。</p> <p>※療育手帳と同様の形としております。</p> <p>なお、04_身体障害者手帳交付申請却下決定通知書、06_身体障害者手帳居住地等変更通知書、17_身体障害者死亡通知書、18_身体障害者居住地等変更届書、19_身体障害者手帳返還届について、様式番号のみ帳票レイアウトを変更しております。</p> <p>○変更箇所</p> <p>帳票詳細要件_02.身体障害者手帳 15、16</p> <p>帳票レイアウト 15_身体障害者手帳交付申請書</p> <p>16_身体障害者手帳再交付申請書</p>

2.1版

写真
縦4cm×横3cm
撮影したものを貼付しないで提出してください

自由記載1

身体障害者手帳交付申請書

年 月 日

(提出者)
住所 〒

氏名
本人との続柄

電話番号

申請者 ※本人又は本人が15歳に満たないときはその保護者

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			
居 住 地	〒 □提出者に同じ		
個人番号	□□□□□□□□□□□□□□□□		
本人(15歳未満の児童)との続柄	電話番号		

写真
縦4cm×横3cm
撮影したものを貼付しないで提出してください

自由記載2

15歳未満の児童

フリガナ

氏 名

居 住 地

個人番号

希望する手帳の様式 □ 紙様式 □ カ

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			
居 住 地	〒 □提出者に同じ		
個人番号	□□□□□□□□□□□□□□□□		
希望する手帳の様式	□ 紙様式 □ カ 自由記載2 (いずれかにチェック(✓)をいれてください)		

3.0版案

写真
縦4cm×横3cm
撮影したものを貼付しないで提出してください

自由記載1

身体障害者手帳交付申請書

年 月 日

(申請者)
住所 〒

氏名
本人との続柄

電話番号

本人	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	居 住 地	〒 □申請者に同じ		
保護者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名		□本人に同じ	本人との続柄
	居 住 地	〒 □本人に同じ		
希望する手帳の様式 □ 紙様式 □ カ 自由記載2 (いずれかにチェック(✓)をいれてください)				

上段を本人欄、下段を保護者欄として、個人番号欄を1つとしている

再交付申請書も同様に修正しています

5. 標準化PMOツール等のご意見・ご質問を踏まえた見直し(7/13)

No	ご意見・ご質問の内容	3.0版案の修正内容
7	<p>【検討課題一覧 No.97】</p> <p>障害者福祉:06. 障害福祉サービス等(受給者管理)ー06.計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書(帳票ID:0220099)について06.計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書(帳票ID:0220099)の印字項目の質問です。</p> <p>システム印字項目の通番6「区分」(必須)、印字編集条件など「打ち出し形式(例)新規 or 変更」とあります。</p> <p>この項目を印字する際には、基本データリストのどのデータ項目を参照すればよいのか、データ項目IDとともにご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり、印字すべき管理項目がないため、機能ID:0220641とは別機能IDで管理項目(計画相談支援届出区分、障害児相談支援届出区分)を追加いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件_06.障害福祉サービス等(受給者管理) 機能ID:0221353</p>

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム			
6.障害者福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.34.	新規追加	0221353	機能ID:0220641に加えて、計画相談支援届出、障害児相談支援届出の区分(新規・変更)を管理できること。 【管理項目】 計画相談支援届出区分 障害児相談支援届出区分	○	○	×	・【第3.0版】検討会での議論の結果、管理項目の追加。		標準オプション機能であるため未規定
6.障害者福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能	6.1.76.	訂正	0220644	受給者証のモニタリング期間へ印字するための管理項目(機能ID:0220644)0221353の管理項目「モニタリング期間印字」に、機能ID:0220642の計画相談支援支給決定情報から自動で設定できること。	○	○	×			

機能を追加

5. 標準化PMOツール等のご意見・ご質問を踏まえた見直し(8/13)

No	ご意見・ご質問の内容	3.0版案の修正内容
8	<p>【意見集約一覧03 No.24】 機能ID:0220797 ID:0220797(旧ID7.3.23.)として、新高額に関する介護保険との併給調整管理機能が記載されているが、高額障害福祉サービス等給付費等と高額介護(予防)サービス費(年額)及び高額医療合算介護サービス費との併給調整は、新高額だけでなく既存高額にも必要なため、既存高額に係る併給調整管理機能と管理項目を要件に追加いただきたい。</p>	<p>ご意見のとおり、介護保険との併給調整管理は新高額のみではなく、既存高額でも必要であることから、既存高額も追加いたしました。なお、管理項目は同じとなります。</p> <p>また、代理受領の委任状と委任状の届出の管理機能も既存高額も必要となるため、機能ID:0220774、0220775にも既存高額を追加し、帳票詳細要件、帳票レイアウト上の帳票タイトルを修正しております。</p> <p>○変更箇所 機能ID:0221357、0221358、0221359 帳票詳細要件、帳票レイアウト 帳票ID:0220145</p>

機能・帳票要件					【実装区分】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能			備考(改定内容等)	適合基準日		
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	実装区分						
				機能要件	障害者福祉システム	障害者総合支援システム	請求審査システム	要件の考え方・理由			
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.3.高額障害福祉サービス等管理機能	7.3.3.	修正	0221357	<p>【支給要件の確認(既存高額、新高額)】</p> <p>付加要件の確認については、支給要件に該当する可能性のある対象者を抽出し、給付要件確認に関する届出書(※)、代理受領に係る委任状、代理受領に係る委任状(生活保護)(※)を出力できること。</p> <p>※「給付要件確認に関する届出書」「代理受領に係る委任状(生活保護)」は新高額のみ出力対象とする。</p>	○	○	×	届出書、委任状の出力は各自治体において任意の事務となることから標準オプションとしている。	【第3.0版】機能ID:0220774から修正	標準オプション機能であるため未規定
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.3.高額障害福祉サービス等管理機能	7.3.4.	修正	0221358	<p>【支給要件の確認(既存高額、新高額)】</p> <p>付加要件確認に関する届出書、代理受領に係る委任状、代理受領に係る委任状(生活保護)に記載された情報を管理できること。</p> <p>【管理項目】 介護保険被保険者番号、介護保険者番号、代理受領の有無、代理受領の有無(生活保護)、65障害支援区分コード、65介護保険利用有無、やむを得ない事由による無支給期間有無、やむを得ない事由、65生活保護受給の有無、65所得区分コード、65郵便番号、65住所、65住所方書、届出者関係コード、届出者区分コード、届出事業者番号、届出者カナ氏名、届出者氏名、届出者住所、届出者住所方書、届出者郵便番号、届出者電話番号、届出者宛名番号、届出理由、届出日</p> <p>※ 電話番号は障害者福祉共通での管理とする ※ 各管理項目の先頭に付記された「65」は新高額の対象者要件である「65歳に達する日の前日時点」の情報であることを示す。</p>	○	○	×		【第3.0版】機能ID:0220775から修正	標準オプション機能であるため未規定
7.障害福祉サービス等(給付管理)	7.3.高額障害福祉サービス等管理機能	7.3.23.	修正	0221359	<p>【併給調整(既存高額、新高額)】</p> <p>高額医療合算介護サービス費等の受給より先に高額障害福祉サービス等給付費等による償還を受けた場合等による介護保険との併給調整対象者については、併給調整金額を管理(登録、修正、削除)できること。</p> <p>【管理項目】 宛名番号、受給者証番号、併給調整実施日、サービス提供年度、介護保険者番号、介護保険被保険者番号、高額介護サービス費年額(年間)、高額介護サービス費年額併給調整額、高額介護サービス費年額(調整済)、高額介護サービス費年額(未調整分)、高額医療合算額(年間)、高額医療合算併給調整額、高額医療合算額(調整済)、高額医療合算額(未調整分)</p>	◎	◎	×	本事務は、国保連合会への委託を行っている場合でも自治体が行う事務であるため、実装必須要件としている。	【第3.0版】機能ID:0220797から修正	令和8年4月1日

5. 標準化PMOツール等のご意見・ご質問を踏まえた見直し(9/13)

No	ご意見・ご質問の内容	3.0版案の修正内容
9	<p>【検討課題一覧 No.100】 障害者福祉_基本データリスト【第2.1版】で定義されている項目ID:02201748,0201924,02202116「世帯員特定扶養人数(※)」及び児童扶養手当_基本データリスト【第2.1版】で定義されている項目ID:02000221「うち16歳以上19歳未満扶養親族数」について、 個人住民税_基本データリスト【第3.0版】内に項目定義がなく、個人住民税_機能別連携仕様【第3.0版】上にも存在しない。 当該項目が個人住民税から連携されると解釈するには不明瞭である。 ※納税義務者が扶養している16歳以上19歳未満の人数(扶養者数を含む)。 現在当該項目は税システムから連携を行っており、全件手入力での運用となった場合は、事務負担が大きく運用が困難である。 個人住民税からの連携を希望する。</p>	<p>デジタル庁、総務省と調整の結果、16歳以上19歳未満の扶養人数自体の連携は難しいとの回答であったため、連携ID:010o008で連携されるデータ項目ID:01000362「扶養控除対象区分」及び連携ID:010o009で連携されるデータ項目ID:01000117「被扶養者_宛名番号」より、生年月日から「16歳以上19歳未満扶養者数」を自動で算出する標準オプション機能を追加いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件 06.障害福祉サービス等(受給者管理)、08.自立支援医療(更生医療)、09.自立支援医療(育成医療)、10.自立支援医療(精神通院医療)、11.補装具 機能ID: 0221360、0221361、0221362、0221363、0221364</p>

機能・帳票要件				※ 小項目には機能ID (旧) のIDを設定している。		【実装区分】◎: 実装必須機能、○: 標準オプション機能、×: 実装不可機能			
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
8. 自立支援医療(更生医療)									
8. 自立支援医療(更生医療)	8.1. 受給者台帳管理機能		新規追加	0221361	機能ID:0220854に規定する管理項目「世帯員特定扶養人数」について、個人住民税システムから連携される項目を利用して自動算出できること。 ※連携ID:010o008で連携されるデータ項目ID:01000362「扶養控除対象区分」及び連携ID:010o009で連携されるデータ項目ID:01000117「被扶養者_宛名番号」より、生年月日から対象有無を判断することを想定している。	○		【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	標準オプション機能であるため未規定

機能を追加(例として自立支援医療(更生医療)を掲載)
 同様に障害福祉サービス(受給者管理)、自立支援医療(育成医療)、自立支援医療(精神通院医療)、補装具も対応

5. 標準化PMOツール等のご意見・ご質問を踏まえた見直し(10/13)

No	ご意見・ご質問の内容	3.0版案の修正内容
9	<p>【意見集約一覧03 No.71】</p> <p>■機能ID 0221300,0221301,0221302(資料No2 標準化PMOツール等意見No11)</p> <p>機能ID 0221300,0221301,0221302 の機能要件について、全て同じ内容で福祉行政報告例「第21の2 自立支援医療における所得区分の状況」の集計数値を出せること。</p> <p>※1 様式(固定帳票)で出力すること</p> <p>※2 集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること</p> <p>となっておりますが、それぞれ、</p> <p>0221300</p> <p>福祉行政報告例「第21の2 自立支援医療における所得区分の状況」の集計数値を出せること。</p> <p>※ 様式は問わない(固定帳票ではない)</p> <p>0221301</p> <p>福祉行政報告例「第21の2 自立支援医療における所得区分の状況」の集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。</p> <p>0221302</p> <p>福祉行政報告例「第21の2 自立支援医療における所得区分の状況」の集計数値は様式(固定帳票)で出力できること</p> <p>の誤りと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおりとなります。</p> <p>同一の内容を記載しておりましたので、以下のとおり、正誤対応いたしました。</p> <p>機能ID:0221300</p> <p>福祉行政報告例「第21の2 自立支援医療における所得区分の状況」の集計数値を出せること。</p> <p>※ 様式は問わない(固定帳票ではない)</p> <p>機能ID:0221301</p> <p>福祉行政報告例「第21の2 自立支援医療における所得区分の状況」の集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。</p> <p>機能ID:0221302</p> <p>福祉行政報告例「第21の2 自立支援医療における所得区分の状況」の集計数値は様式(固定帳票)で出力できること</p>

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID (旧) のIDを設定している。 【実装区分】 ◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
10. 自立支援医療(精神通院医療)	10.5. 統計管理機能	10.5.2.	分割	0221300	福祉行政報告例「第21の2 自立支援医療における所得区分の状況」の集計数値を出せること。 ※1—様式(固定帳票)で出力すること ※2—集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること ※ 様式は問わない(固定帳票ではない)	○	・指定都市及び権限移譲市区町村に必要な集計となるため標準オプションとしている。 ・【第3.0版】検討会での議論の結果、機能要件に「集計数値を出せること。様式は問わない(固定帳票ではない)」を追記	【第3.0版】機能ID: 0221069から分割	標準オプション機能であるため未規定
10. 自立支援医療(精神通院医療)	10.5. 統計管理機能	10.5.2.	分割	0221301	福祉行政報告例「第21の2 自立支援医療における所得区分の状況」の集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。集計数値を出せること。 ※1—様式(固定帳票)で出力すること ※2—集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○	・指定都市及び権限移譲市区町村に必要な集計となるため標準オプションとしている。 ・【第3.0版】検討会での議論の結果、機能要件に「集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること。」を追記	【第3.0版】機能ID: 0221069から分割	標準オプション機能であるため未規定
10. 自立支援医療(精神通院医療)	10.5. 統計管理機能	10.5.2.	分割	0221302	福祉行政報告例「第21の2 自立支援医療における所得区分の状況」の集計数値は様式(固定帳票)で出力できること。を出せること。 ※1—様式(固定帳票)で出力すること ※2—集計根拠となった該当情報をEUC機能を利用して出せること	○	・指定都市及び権限移譲市区町村に必要な集計となるため標準オプションとしている。 ・【第3.0版】検討会での議論の結果、機能要件に「様式(固定帳票)で出力できること」を追記	【第3.0版】機能ID: 0221069から分割	標準オプション機能であるため未規定

青字のとおり訂正

5. 標準化PMOツール等のご意見・ご質問を踏まえた見直し(11/13)

No	ご意見・ご質問の内容	3.0版案の修正内容
10	<p>【意見集約一覧03 No.61】</p> <p>機能ID【0221155】について、支給対象障害児情報を管理できることとされているが、不支給については必ずしも児童毎の管理は必要ではなく受給者単位での管理ができればよい。ため、国制度手当と同じく受給者単位の管理機能としていただきたい。なお、当市のシステムベンダから、不支給について児童毎の管理とする対応ができない旨の回答があり、本要件のままだと不支給の管理機能がなくなってしまうため、受給者単位の管理機能とすることを強く要望する。</p>	<p>機能ID:0221155の不支給の管理について、国制度手当と同様に受給者単位の管理で運用が足りることから、ご意見を踏まえて、受給者単位の管理に変更いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件_12.特別児童扶養手当 機能ID:0221155 不支給及び時効に関する項目を削除 機能ID:0221354、0221355 を追加</p>

機能・帳票要件					【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能				適合基準日	
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分 障害者福祉システム	特別児童扶養手当システム	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	
12.特別児童扶養手当	12.1.台帳管理機能	12.1.6.	修正	0221155	支給対象障害児情報を管理できること。 【管理項目】 児童障害名 児童国籍コード 児童年金受給状態コード 児童年金種別コード 不支給年月 ※児童障害分類コード毎に設定 不支給解除年月 ※児童障害分類コード毎に設定 不支給理由 ※児童障害分類コード毎に設定 不支給決定日 ※児童障害分類コード毎に設定 不支給解除決定日 ※児童障害分類コード毎に設定 時効による不支給有無 時効予定日	○	○	不支給に係る管理項目は、有期認定の更新が遅れた場合等に遅れた月数分や1級⇒2級の差額を不支給とするために利用する。支給停止に係る管理項目は所得制限によるものであるため、別項目としている。 【第3.0版】標準化検討会における検討により、不支給管理項目は児童単位ではなく受給者単位とすることから削除している。	【第3.0版】一部、機能ID:0221354、0221355に修正	
12.特別児童扶養手当	12.1.台帳管理機能		修正	0221354	不支給を管理できること。 【管理項目】 不支給年月 不支給解除年月 不支給理由 時効による不支給有無	○	○	・不支給に係る管理項目は、有期認定の更新が遅れた場合等に遅れた月数分や1級⇒2級の差額を不支給とするために利用する。支給停止に係る管理項目は所得制限によるものであるため、別項目としている。	【第3.0版】機能ID:0221155から修正	標準オプション機能であるため未規定
12.特別児童扶養手当	12.1.台帳管理機能		修正	0221355	不支給を管理できること。 【管理項目】 不支給決定日 不支給解除決定日 時効予定日	○	○	・自治体やベンダの管理幅が異なることから、2つの機能IDに分けている。	【第3.0版】機能ID:0221155から修正	標準オプション機能であるため未規定

不支給、時効に関する項目を削除

機能ID:0221155 で削除した管理項目を、別機能IDに移動

5. 標準化PMOツール等のご意見・ご質問を踏まえた見直し(12/13)

検討中の内容を含む

No	ご意見・ご質問の内容	3.0版案の修正内容
11	<p>【検討課題一覧 No.93】</p> <p>「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和5年12月22日 閣議決定)において、「特別児童扶養手当認定請求書(施行規則1条1項)及び特別児童扶養手当所得状況届(施行規則4条)については、令和5年度中に省令を改正し、公印の押印を不要とする。」とされているため対応する。</p>	<p>左記の内容につきまして、以下のとおり対応いたしました。</p> <p>○変更箇所</p> <p>11_特別児童扶養手当所得状況届 市区町村長の「㊟」を削除</p> <p>22_特別児童扶養手当認定請求書 市町村長の「印」を削除</p>

特別児童扶養手当所得状況届 (年分)

※ 番 査	⑤～⑰欄の記載事項	⑱の欄及びその他の欄の記載事項
	上記のとおり、相違ありません。 年 月 日	
※※所得制限額		市区町村長
以上・未満		

上記のとおり相違ありません。		年 月 日	市町村長
記号・番号	※添付書類	戸籍、住民票、診断書・X線フィルム、前住地の所得証明書、養育申立書・証明、別居監護申立書・証明、介護申立書、その他()	
第 号	※備考	編集 1	

2.1版 市区町村長 ㊟
「㊟」を削除

認定請求書
2.1版 市町村長 印
「印」を削除

5. 標準化PMOツール等のご意見・ご質問を踏まえた見直し(13/13)

No	ご意見・ご質問の内容	3.0版案の修正内容
12	<p>【意見集約一覧03 No.28】 機能ID:0228087</p> <p>本要件は、「過払い」のみを対象としているが、「不正利得」に係る債権も管理できるよう、要件を修正いただきたい。</p> <p>また、「過誤払」と「不正利得」では、債権管理方法が異なることから、債権区分(例:「過誤払」、「歳出戻入」、「不正利得」等)を管理項目(コード値)として追加いただきたい。</p> <p>なお、「要件の考え方・理由」欄に、「～を行った後の気づいた段階において利用する機能とする。」と記載されているが、当該機能は、“気付いたか”、“気付かなかったか”で利用可否を判断するものではないため、「～を行った後に過払いと判断した段階において利用する機能とする。」が適切と考える。</p>	<p>ご意見を踏まえて、機能の内容について、「過払いに対する債権の登録、終了を管理できること」を「過払い等に対する債権の登録、終了を管理できること」に修正し、要件の考え方理由欄の「～を行った後の気づいた段階において」を「～を行った後に過払い等と判断した段階において」に修正いたしました。</p> <p>なお、債権区分分けにつきましては、管理項目「債権理由」を利用させていただきますようお願いいたします。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件(指定都市)_12.特別児童扶養手当 機能ID:0228087</p>

機能・帳票要件 (指定都市)					【実装区分】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能					
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						障害者福祉システム	特別児童扶養手当システム			
12.特別児童扶養手当	12.1.台帳管理機能		新規追加	0228087	過払い等に対する債権の登録、終了を管理できること。 【管理項目】 債権発生元支給年月(自) 債権発生元支給年月(至) 債権発生日 債権終了日 債権額 債権理由 ※日本語入力	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 指定都市に限る機能であるが、必ずしも必要とまでは言えない機能 特別児童扶養手当の業務フローの02 資格喪失の「届出情報登録」、04 有期認定、06 額改定請求、07 年齢到達 処理後の09 手当支払の「支出情報の提出」を行った後に過払い等と判断したの気づいた段階において利用する機能とする。 債権の発生から終了までの管理は、台帳画面上の管理項目の入力や一覧確認によって行うこととし、債権管理専用の機能や画面を用意しなくてもよい。 	【第3.0版】にて、指定都市要件(標準オプション機能)として追加協議案_管理番号:87	標準オプション機能であるため未規定

「等」を追加

説明事項を微修正